

2006年4月14日

各 位

会 社 名 スミダコーポレーション株式会社  
代 表 者 名 代表執行役 CEO 八 幡 滋 行  
(コード 6817 東証第一部)  
問 合 せ 先 コーポレートオフィス 合 澤 仁 志  
オフィサー  
(TEL. 03-3667-3382)

## 米国訴訟の判決に関するお知らせ

米国東部時間 2006年4月12日に、当社の台湾子会社 TAIWAN SUMIDA ELECTRONICS INCORPORATED (以下「STE」)に対し、米国テキサス州連邦地区裁判所から、米国特許権侵害訴訟に関する判決及び差止め命令が出されましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

1. 当該訴訟の提起および判決があった裁判所および年月日  
米国テキサス州東部地区連邦裁判所 2003年 1月 7日訴え提起  
2005年 11月 17日陪審評決  
2006年 4月 12日判決及び差止め命令
2. 当該訴訟を提起した者  
02 Micro International Limited (ケイマン諸島法人、以下「02」)
3. 訴訟の経緯および内容
  - ① 訴訟に至る経緯  
STE はインバータモジュールに搭載するインバータコントローラーを従来の02に加えて、第2サプライヤーとして Monolithic Power Systems, Inc. (以下「MPS」)からも購入をしております。02・MPS間では既にインバータコントローラーの特許に関する権利が訴訟で争われていたため、当初 STE は MPS との取引継続に懸念を抱いていましたが、MPS から特許侵害の事実は無いとの説明を受け、また 02 から侵害のクレーム、訴え等を提起された場合は STE が蒙る全損害、損失を MPS が填補する旨の「損害補償契約」を締結し、さらに非侵害の旨の特許弁護士鑑定を得たため、STE は MPS 製品の購入を継続してきたものであります。

## ② 訴訟の内容

02 が所有するインバータコントローラーに関する米国特許第 6,396,722 号(以下「同特許」)が、STE が MPS 製品を用いて製造したインバータモジュールにより侵害されたとして、02 が STE に対し損害賠償金と侵害行為の差し止めを求めて訴えを提起したのが本訴訟の争点です。

## 4. 判決及び差し止め命令の要旨

当裁判所は、2005 年 11 月 17 日に出された陪審評決に基づき、以下の通り判断する。

- ① 同特許クレーム 1、2、9、12、18 に対する故意侵害の事実を認め、STE は、賠償金として総額 4 百万米ドルを支払わねばならない(弁護士費用を認めるかどうかの判断は未決)。
- ② 同特許が無効であるとの、STE の主張を裏付ける証拠は見出せない。
- ③ 02 からの差し止め命令を求める申立てには理由があると認め、STE は、同社と共同ないしこれに準ずる強固な提携関係にあるすべての個人、法人を含め、MP1010/1011/1015/1010B/1017/1018/1025 (\*) またはこれに類するインバータコントローラーを搭載する STE インバータモジュールを、米国で販売、使用、または輸入してはならない。
- ④ STE は、上記インバータモジュールに対し、「(本製品は)米国での販売、使用、輸入向けではありません」との標示を目立つように貼付しなければならない

## 5. 今後の見通し

- ① STE としては、この判決を不服として連邦高等裁判所に控訴する予定です。また同時に差し止め命令の遵守を肝要と考え、必要な対応措置を講じる準備があります。
- ② STE は、ほとんどの製品において 02 の上記特許につき侵害の疑いのない他社製インバータコントローラーの使用に切り替えをしておりますが、今後も順次切り替えを進める予定です。

## 6. 決算に与える影響

STE としては、控訴する予定であり、控訴審の判断が出て判決が確定するまでは損害賠償金額等金銭的支払額が確定しません。また、仮に STE に不利な判決が確定した場合でも MPS との「損害補償契約」により損害額が支払われることから、見積費用等の計上は行いません。

(\*) Monolithic Power Systems, Inc. 製のインバータコントローラーの型番

以上